

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアセスメントシート

医療

【総合評価：C】

大目標：適時適切に必要な医療にアクセスするための体制整備・地域で支える医療の強化

中目標：障害福祉サービスとしての地域移行支援・地域定着支援の支給決定の実績を増やす退院～

①地域生活～入院 ②入院中 ③退院～地域生活

評価基準

- A：予定以上に取り組めた
- B：予定どおり取り組めた
- C：予定より取り組めていない
- D：取り組めていない

時系列	①	②	③
課題	(6) 身体、精神等合併の障害により入院不可の場合有	(2) 退院後の生活についての家族側の不安 (4) 各機関の人事異動等による円滑な連携、支援の継続の困難さ (5) 医療機関や家族から支援機関への繋がりにくさ (7) 地域移行支援や地域定着支援等の障害福祉サービスについて依頼のある医療機関が限られている (8) 退院間際の退院支援の利用依頼が多い (9) 病棟看護師が相談支援事業所相談員の存在を知らない	(1) 障害福祉サービスとしての地域移行支援・地域定着支援の支給決定の実績や対応可能な支援機関が少ない (2) 退院後の生活についての家族側の不安 (3) 退院後のフォロー・支援体制の充実 (4) 各機関の人事異動等による円滑な連携、支援の継続の困難さ (7) 地域移行支援や地域定着支援等の障害福祉サービスについて依頼のある医療機関が限られている
R5年度 実施した取組	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行及び地域定着支援事業の体制づくりとサービスの実施【自己評価C】 ・医療機関のリワーク支援室にて就労セミナーの試行【自己評価C】
R5年度 新たな課題	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援については、対象となりえるケースを把握した時点から、関係各所との速やかな調整が必要 ・地域定着支援の在り方を検討していく。また、制度の周知や理解促進を図り、対応事業所の増加に向けての取組を検討していく。 ・医療機関との連携構築
R6年度 実施する取組	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援事業に関するパンフレットの作成及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行及び地域定着支援事業の体制づくりとサービスの実施

大目標：メンタルヘルス問題全般の早期発見と介入

中目標：問題の複合化に関わらず、関係機関と繋がりやすくする

①対象者の早期発見 ②対象者への支援介入 ③関係機関との連携

評価基準

- A：予定以上に取組めた
- B：予定どおり取組めた
- C：予定より取組めていない
- D：取組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保	(1)問題が複合化しており、関係機関に繋がりにくい (2)市の資格職の確保
R5年度 実施した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援対策意見交換会議の開催 ・ひきこもり相談担当者勉強会の開催 ・こころの健康講演会の開催 ・おしゃべりサロンの開催 ・とまり木サロン（仮称）の開催 【自己評価全てB】	こころの不調に関する相談だけでなく、ひきこもり相談も受け、電話相談、面接、訪問、同行支援とケースに合わせた支援を実施した。【自己評価B】	適切な専門職につなぐため、会議等に参加をし、顔の見える関係づくりや、連携ができる環境整備に努めた。【自己評価B】
R5年度 新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時や場所の検討 ・開催回数の検討 ・周知方法の検討 	電話での相談が多いが、継続が必要なケースに対しては、継続支援ができる体制を整えていく。	顔の見える関係、ネットワークの構築
R6年度 実施する取組	R5年度の新たな課題を踏まえ、メンタルヘルス問題全般の早期発見に繋がる事業を実施していく。	引き続き、電話相談、面接、訪問、同行支援とケースに合わせた支援を実施していく。	会議等を通じ、顔の見える関係づくりや、連携を深める。

大目標：地域生活のための必要な障害福祉・介護サービスの確保と利用・連携促進

中目標：①各制度の目的を理解し、介護保険へスムーズに移行する ②障害者の親の認知症等の相談に応じ、不安を減らす

③相談支援専門員の数的確保、定着を図る

評価基準

- A：予定以上に組み組めた
- B：予定どおり組み組めた
- C：予定より組み組めていない
- D：組み組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)各制度の目的（介護サービス：本人に必要な介護、障害福祉サービス：本人の自立に向けたサービス）が異なり、移行時のすり合わせが必要であること (2)障害福祉サービスと介護認定に応じたサービス量との支給量・費用負担額の差によるサービス調整	(3)障害者の親の認知症等の相談の増加	(4)相談支援専門員の数的確保、定着
R5年度 実施した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ケアマネ会にて障害福祉サービスの勉強会を実施 <u>【自己評価 B】</u> ・障害から介護へスムーズに移行できるように、必要な知識の共有、顔の見える関係性作りに努めた。 <u>【自己評価 B】</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の勉強会開催 <u>【自己評価 B】</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・まるっとだネット（地域生活支援拠点）PT 開催 <u>【自己評価 B】</u>
R5年度 新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正など情報の更新や新たな知識習得が必要な場合は、適時共有できる機会が必要である。 ・親や本人の高齢化が進み、今後ますます介護保険との関わりが増えることが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度理解と活用の促進 ・共有する仕組みがないと、相談員の参加の有無により支援にバラつきが生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点コーディネーターの配置 ・コーディネーター、行政、他支援機関の役割について共通認識を作る ・地域生活支援拠点の事業所登録後に依頼を受けた場合、どのような動きになるのかイメージがつきにくい。
R6年度 実施する取組	<p>社会保障制度の原則である介護保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。しかしながら、障害福祉サービスではないと受けられないサービスや介護保険のサービス量では足りない場合は、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を受けられるように、関係機関との連携を深めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度における戸田市の中核機関設置のため準備会を立ち上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を整理し、まるっとだネットの共通認識を示す。

住まい

【総合評価：C】

大目標：地域で暮らすための場（住まい）の確保

中目標：①生活の場を確保する（精神科退院後等） ②本人の希望と現実の差を埋め、入居へと繋げていく

③グループホームが満床で入居できないことを減らす

評価基準

- A：予定以上に取り組めた
- B：予定どおり取り組めた
- C：予定より取り組めていない
- D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)生活の場の確保（精神科退院後等） (6)住宅支援の困難さ（障害者を支援する機関であることを伝えるだけで警戒される、精神障害を理由に入居を断られる等）	(2)本人の希望と現実の差により入居に繋がらないこと (5)住まい確保に向けた支援の流れが不明確	(3)グループホームが満床
R5年度 実施した取組	当事者や家族向けのグループホームへの意識付けについて、グループホームの説明会の実施 【自己評価C】	当事者や家族向けのグループホームへの意識付けについて、グループホームの説明会の実施 【自己評価C】	グループホームの空き状況等の調査と共有の仕組みづくり 【自己評価C】
R5年度 新たな課題	対象者、目的、実施状況などを各機関で情報共有し、連携した実施などの検討もできるとよい。	対象者、目的、実施状況などを各機関で情報共有し、連携した実施などの検討もできるとよい。	市外グループホームの空き状況把握については課題があるが、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうことを目的として、まずは市内グループホームの空き状況の共有から進めていく。
R6年度 実施する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅における障害者等への優遇措置を広げ、住宅支援を進めていく。 ・地域移行支援事業 	地域移行支援事業	同意が得られた市内グループホームを対象に、引き続きHPへの市内グループホームの空き状況掲載に向けて進めていく。R6年度は具体的な運用方法等について検討し、戸田市障害者基幹相談支援センターや市が委託している相談支援事業所と打合せのうえ、実際の運用まで進めていきたい。

社会参加

【総合評価：B】

大目標：希望や適性を踏まえた社会参加や就労（復職）支援の充実

中目標：本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保

①地域活動 ②就労（復職）支援 ③共生社会の推進

評価基準

- A：予定以上に取り組めた
- B：予定どおり取り組めた
- C：予定より取り組めていない
- D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(1)市内の地域活動支援センターの空きが少ないこと (2)本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保 (3)参加者の固定化 (4)ピアサポーターの活躍の場の確保 (5)ピアサポーターの育成のために時間と経費が必要	(2)本人のニーズ（活動時間、障害特性にあった活動等）に合う活動場所の確保 (3)参加者の固定化	— ※令和4年度に掲げた課題に基づき進捗状況を確認しており、掲げられた課題と当該構成要素が合致しない。
R5年度 実施した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべりサロンの開催【自己評価B】 ・とまり木サロン（仮称）の開催【自己評価B】 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援連絡会および就労推進部会の開催【自己評価B】 ・企業情報交換会の実施【自己評価A】 	障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の制定【自己評価B】
R5年度 新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時や場所の検討 ・開催回数の検討 ・周知方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労がすぐに難しい方の日中の居場所の確保 ・講義の内容や会の開催方法について、企業情報交換会でのアンケートをもとに参加したいと思えるものを目指す。 	市民や市内業者に対し、条例の策定の目的や内容、共生社会づくりに関する周知啓発を行い、正しい理解の促進を図ることや、相談体制をよりわかりやすく周知していくことで、社会参加しやすい環境づくりや、就労（復職）支援を利用しやすい環境づくりにつなげていくこと。
R6年度 実施する取組	おしゃべりサロンの開催やとまり木サロン（仮称）等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労に関する事業 ・就労移行支援及び就労定着支援事業 ・おしゃべりサロンの開催やとまり木サロン（仮称）等といった地域活動の場との連携 	障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解促進を図るとともに、障がいによる差別のない共生社会実現のための各種施策を実施する。

地域の助け合い・教育（普及啓発）

【総合評価：B】

大目標：地域住民の精神障害への理解促進

中目標：①障害児者を抱える家族が精神疾患を患っているケースでの家族の困り感が軽減する支援を行う。

②当事者や家族等が活動する場を増やし、集まりに参加しやすくする。 ③ 共生社会の推進

評価基準

- A：予定以上に取り組めた
- B：予定どおり取り組めた
- C：予定より取り組めていない
- D：取り組めていない

構成要素	①	②	③
課題	(3) 障害児者を抱える家族が精神疾患を患っているケースでの家族の困り感への支援 (4) 出前講座について、身体障害に関する理解促進を主としており、精神障害について深く触れていないこと	(1) 当事者や家族等が活動する場が少なく、集まりに参加しにくいこと（高齢分野では、町会の集まり、ラジオ体操、認知症養成サポート講座等交流の場有） (2) 集まる際の会場の確保	— ※令和4年度に掲げた課題に基づき進捗状況を確認しており、掲げられた課題と当該構成要素が合致しない。
R5年度 実施した取組	親の会の学齢部の方と、講義内容等について聞き取りを行い、講座の実施に向けて調整した。【自己評価C】	障がい者アート展【自己評価B】	障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の制定【自己評価B】
R5年度 新たな課題	要望が多岐に渡る等、実施回数や内容の調整が必要となる。また、精神障害の特性や状況について等により専門的な内容については、県や当事者が実施する講義へつないでいくことが必要と考える。	アート展の作品募集に関して、個人にも情報が届くよう、きめ細かい周知を行う。また、より来場しやすい場所を検討する。	市民や市内業者に対し、条例の策定の目的や内容、共生社会づくりに関する周知啓発を行い、正しい理解の促進を図ることや、相談体制をよりわかりやすく周知していくことで、社会参加しやすい環境づくりや、就労（復職）支援を利用しやすい環境づくりにつなげていくこと。
R6年度 実施する取組	R5年度の新たな課題を踏まえ、必要とされる講義等を受講できる場の創出を目指す。	R5年度の新たな課題を踏まえ、事業を実施していく。	障がい及び障がいのある人並びに共生社会に関する理解促進を図るとともに、障がいによる差別のない共生社会実現のための各種施策を実施する。

精神障害者の地域移行支援・地域定着支援サービス利用の手引き(案)

～ 医療機関・支援機関向け～

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

国では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにと「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

戸田市でも、既存の障害者・児の支援基盤をいかした「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の運用を進めています。

この度、運用をしていくうえで、医療や住まい、社会参加の分野において一層の連携強化していくために、地域移行支援・地域定着支援に関する手引きを作成しました。

【手引】 地域移行支援・地域定着支援というサービスを知っていますか？

地域移行支援

入院・入所中の障害のある方の退院・退所後の暮らしの準備や手続きの補助を行うサービスになります。

【対象者】

- 精神科病院に入院している者のうち、
直近の入院期間が1年以上の者
直近の入院期間が1年未満であっても次の者は対象となる。
- ・措置入院者などで住居の確保等の支援を必要とする者
- ・地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者
- ・障害者支援施設等に入所している者

【支援内容】

- ・退院・退所に向けた相談、情報提供
- ・外出支援（退院準備のための諸手続き等）
- ・住居を確保するための支援 等

地域定着支援

退院・退所後等の地域での生活中的緊急時の相談や訪問を行うサービスになります。

【対象者】

- ・居宅において単身生活している者
- ・同居家族等が障害、疾病等のため緊急時の支援が受けられない者
- ・精神科病院からの退院者の他、家族同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者も含む。
- ・地域移行支援の利用の有無は問いません。

【支援内容】

- ・常時の連絡体制
- ・緊急訪問、緊急対応 等

【手引】 地域移行支援の申請に向けた支援の流れ

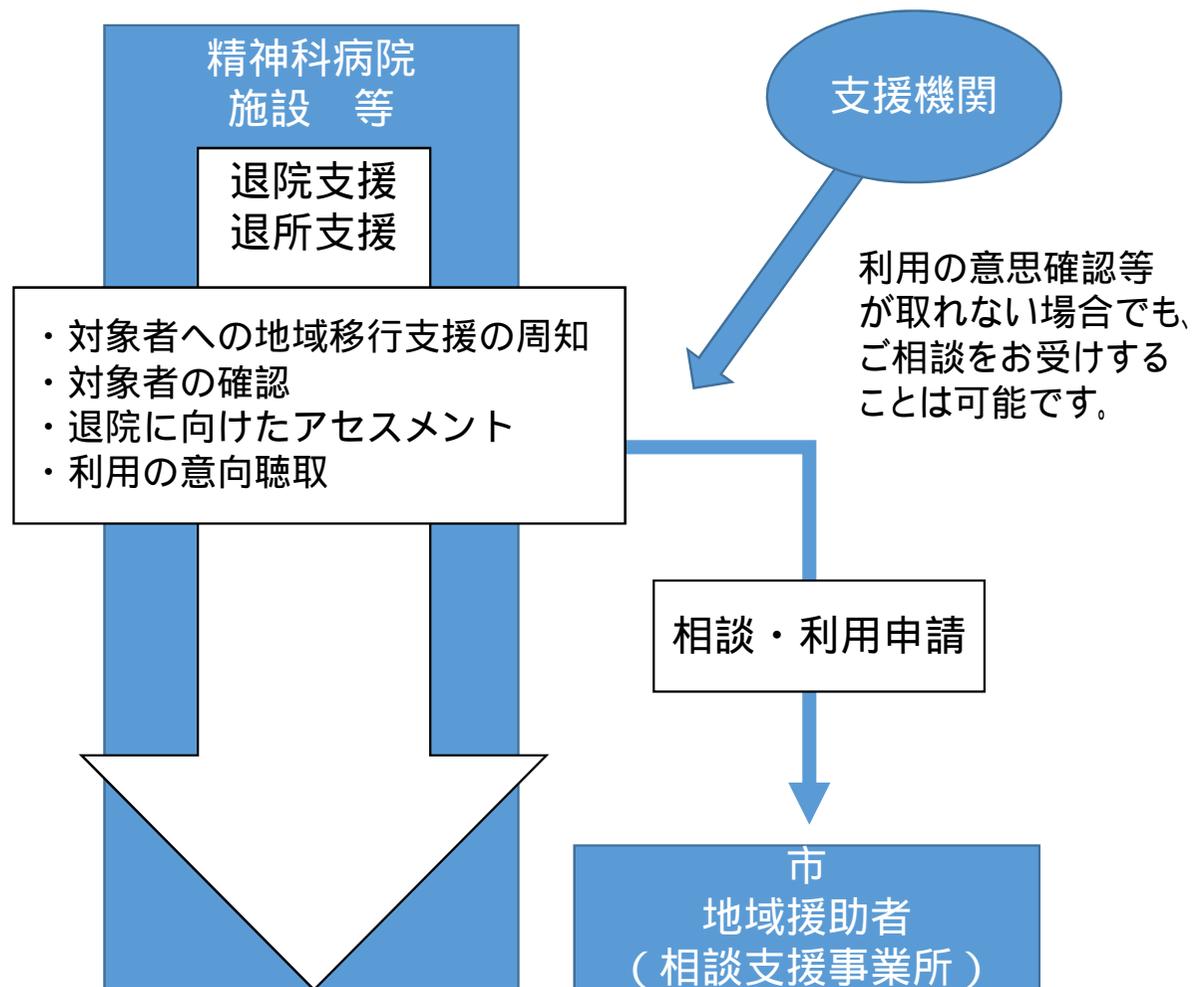
まずは病院・施設において、地域移行支援の周知及び対象者の確認（病状的な地域生活の可否等）をお願いいたします。

その際に多職種による、退院に向けた本人のアセスメントをしていただけるとより地域移行支援への導入がスムーズになります。

本人や家族に地域移行支援について説明し、利用意向の確認を行います。

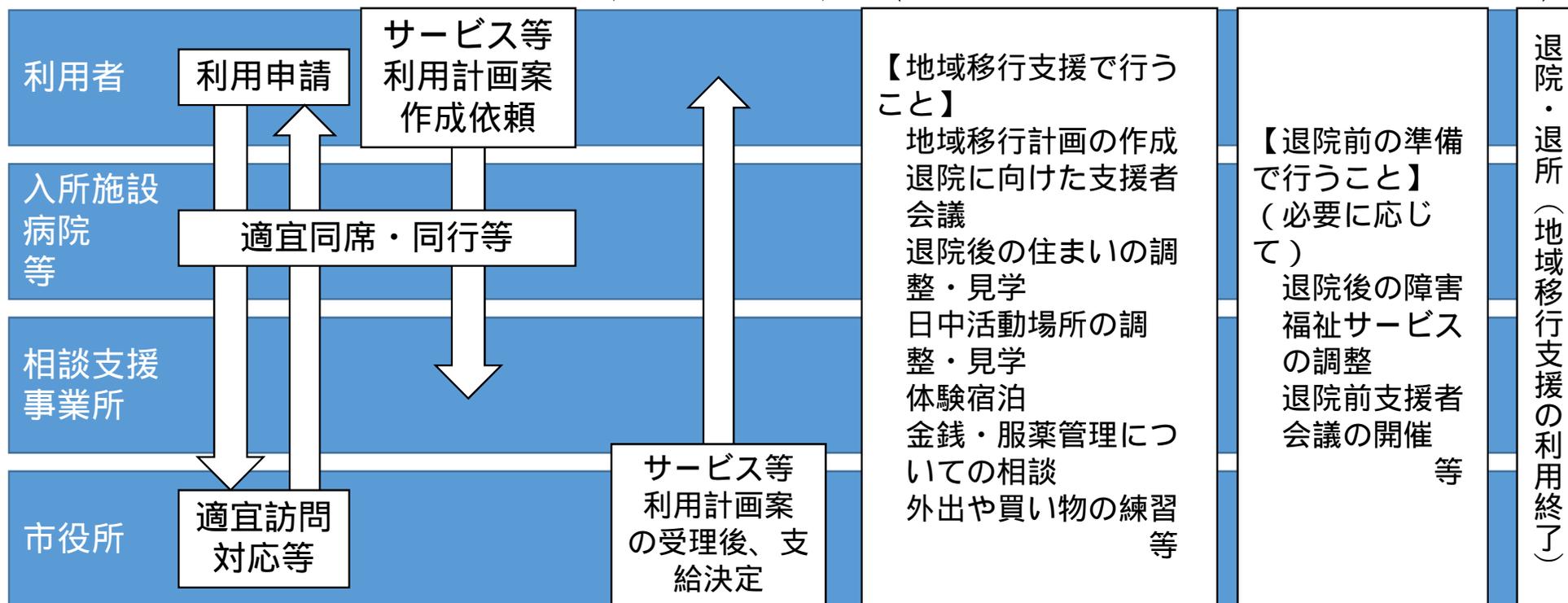
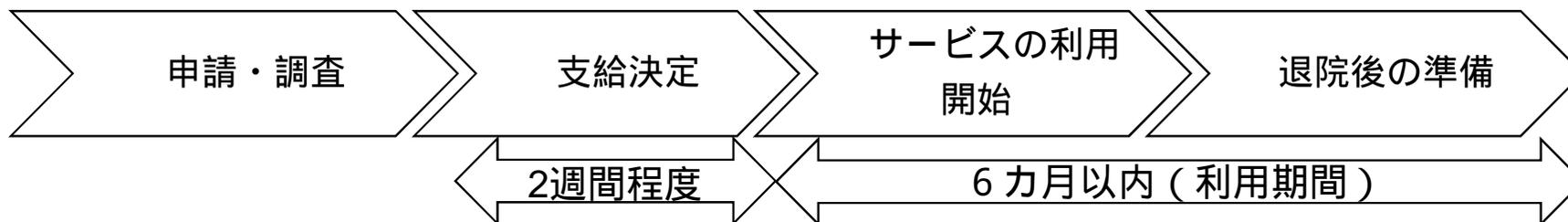
本人に利用の意思がある場合は、市の窓口や支援機関に連絡をしてください（相談窓口参照）。

申請からの流れについては、次のページ以降を参照ください。



【手引】地域移行支援の申請から利用の流れ

状況に応じて流れが異なる場合もあります。

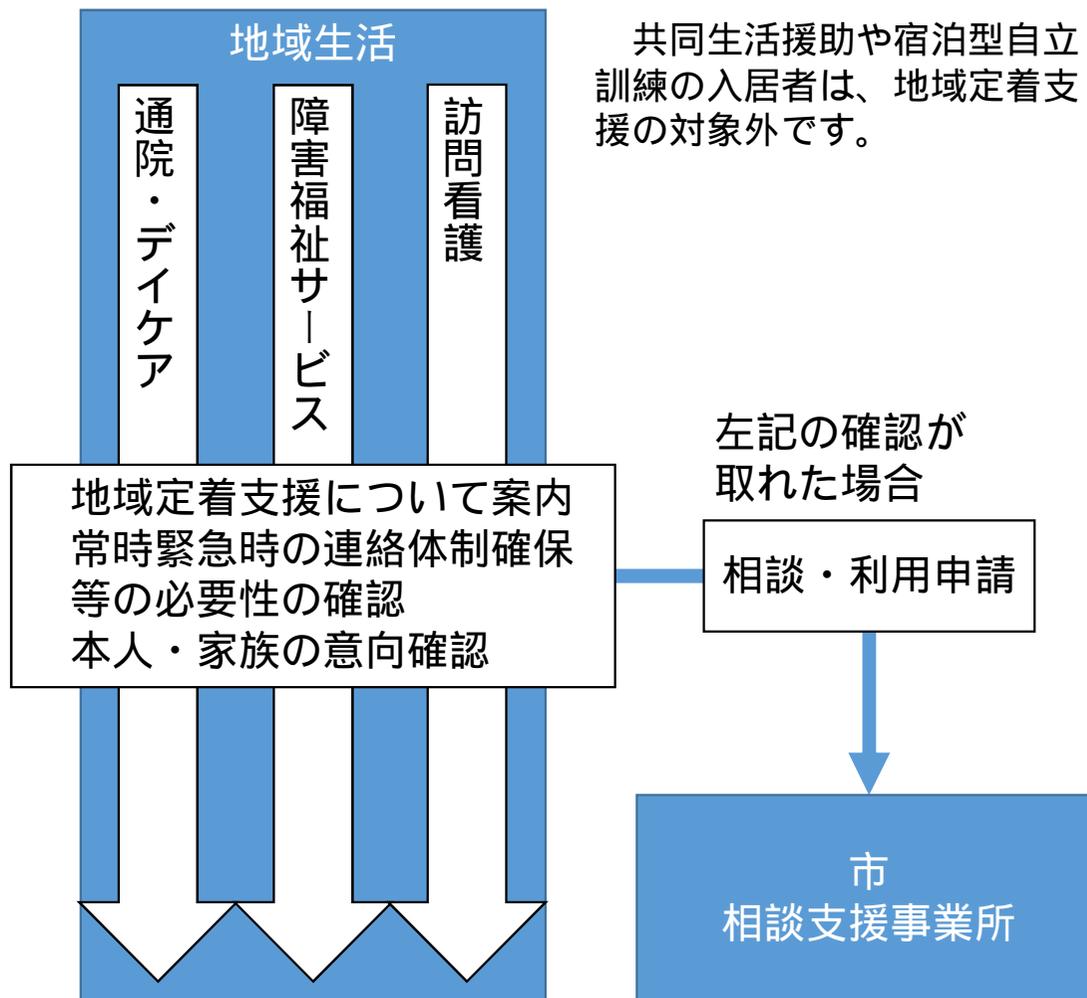


【手引】 地域定着支援の申請に向けた支援の流れ

地域生活では、障害福祉サービスのほか、医療機関が実施するデイケア、訪問看護等のサービスを利用しながら、本人が安定した在宅生活を営めるよう支援していきます。

その中で、地域生活が不安定で「見守り」としての支援を必要とされる場合、地域定着支援の案内及び本人や家族に地域定着支援の利用意向の確認を行ってください。

地域移行支援と同様に、本人に利用の意思がある場合は、市の窓口や支援機関に連絡をしてください(相談窓口参照)。また、申請からの支給決定までの流れについては地域移行支援と同様になります。



【手引】地域定着支援の活用について

地域定着支援では以下の支援を受けることができます。(利用期間:1年間 延長可)

携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保

障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援

「緊急の事態」とは、利用者によって異なりますが、例えば、急な体調不良、住環境でのトラブル、外出中のトラブル等が考えられます。

地域定着支援の利用が必要な場面としては、以下のような活用例が想定されます。

活用例

地域移行支援を活用して病院・施設から一人暮らしを始めた場合

活用例

共同生活援助(グループホーム)等を退所して、一人暮らしを始めた場合

活用例

家族からの支援が難しくなり、今後の生活が不安になった場合

上記は一例となるため、活用例以外の場合でも地域定着支援の利用は可能です。

【実施機関一覧】

市役所窓口

障害福祉課 TEL:048-441-1800(代表)/FAX:048-444-5588(直通)

障害者基幹相談支援センター TEL:048-446-6785/FAX:048-446-6752

開所日・受付時間:月～金 8時30分～17時15分

ひかり TEL:048-229-7038/FAX:048-229-7065

開所日・受付時間:月～金 8時30分～17時15分

担当地区:喜沢、喜沢南、下前、中町、本町、下戸田、南町、川岸、戸田公園

四季 TEL:048-420-2557/FAX:048-420-2558

開所日・受付時間:月～金 8時30分～17時15分

担当地区:上戸田、大字新曽、新曽南、大字下笹目、氷川町、美女木、美女木東、美女木北、笹目、笹目北町、笹目南町、早瀬

ひだまり TEL:048-229-0811/FAX:048-229-8847

開所日・受付時間:月～金 9時～17時

グループホーム利用状況調査 集計結果

市内グループホーム11施設を対象にアンケート調査を行いました。

① 回答数

回答	未回答
9	2

② 事業形態 (※)

介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
8	1	0

③ 定員数

～5名	6～10名	11名～
3	5	1

④ 障害種別 (複数回答可)

身体	知的	精神
2	9	5

⑤ 一年を通じて定員を満たしているか

はい	いいえ
9	0

⑥ 空き状況を情報提供しているか

はい	いいえ
9	0

⑦ グループホームからの情報提供先 (複数回答可)

障害者基幹相談支援センター	委託相談支援事業所	指定特定相談支援事業所	その他
6	8	2	1

⑧ 公開可否

はい	いいえ
6	3

(※) 介護が必要な者への対応について

介護サービス包括型：当該事業所の従業者により介護サービスを提供

日中サービス支援型：当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供

外部サービス利用型：外部の居宅介護事業所に委託

令和6年度戸田市地域自立支援協議会の活動について

1 役割

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

2 位置付け

戸田市障害者施策推進協議会

- 『戸田市障がい者総合計画』の策定・推進
- その他、障害者施策の推進 ○障害を理由とする差別の解消
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議

各法人機関の
長レベルの構成



戸田市地域自立支援協議会

- 地域の関係者ネットワーク構築 ○障害者への支援に関する協議・調整
- 地域課題の共有と課題解決に向けた取組み検討
- 相談支援者の能力開発

各支援機関の
責任者レベル構成

- ・検討事項の報告
- ・課題解決の提言



- ・部会の設置権

専門部会 (必要に応じて設置)

- 地域課題解決のため必要に応じて設置
- 構成員について、部会設置ごとに協議
- 問題解決のための調査・研修等を実施

戸田市障害者虐待対応部会 (平成24年度～)

戸田市障害者就労推進部会 (平成26年度～)

戸田市医療的ケア児者支援部会 (平成31年度～)

3 地域自立支援協議会の開催状況及び概要

第1回 4月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度事業計画について (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (5年度事業報告及び6年度事業計画) (3) 地域福祉課題の報告について（事例検討）
第2回 6月21日（金）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸田市障がい者総合計画について (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (6年度事業計画) (3) 地域福祉課題の報告（事例検討）
第3回 8月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸田市障害者施策推進協議会の報告 (2) 戸田市障がい者総合計画について（地域移行支援） (3) 部会等の活動報告 (4) 地域福祉課題の報告（事例検討）
第4回 10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸田市障がい者総合計画について（地域移行支援） (2) グループスーパービジョン（事例検討）
第5回 12月18日（水）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日中サービス支援型共同生活援助の支援状況報告 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (グループホームに関する情報共有、地域移行支援等の手引) (3) 地域福祉課題の報告（事例検討）
第6回予定 2月20日（木）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度事業計画について（検討） (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (3) 地域福祉課題の報告（事例検討）

4 各部会の活動概要

(1) 障害者虐待対応部会

目 的	虐待対応、虐待防止に向けた連携・協力体制について協議
構 成 員	医療・司法・就労関係、警察・消防、行政、自立協委員等
活動状況	<p>6月7日（金）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者虐待発生時の対応について 対応フローチャート（別添回収資料を参照）を用いて、養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待における対応を確認、共有した。 (2) 令和5年度虐待発生事案の報告 虐待通報受付件数 38件 虐待認定件数 2件

(2) 医療的ケア児者支援部会

目 的	医療的ケアの必要な障害児者の支援体制について協議
構 成 員	医療・教育・保育・療育関係、行政、自立協委員等
活動状況	<p>●7月29日(月)開催</p> <p>(1) 医療的ケア児等支援センターについて 戸田市を担当している埼玉県医療的ケア児等支援センター「カリヨンの杜」から、施設概要及び支援方法について話を伺い、情報を共有した。</p> <p>(2) 医療的ケア児の保育・教育での受入れ体制について 現在、保育園、教育委員会、障害福祉課が連携・支援している医ケア児についての情報共有及び今後の支援について検討した。</p> <p>●1月29日(水)開催予定</p> <p>(1) 退院時からの支援(埼玉県立小児医療センターより)</p> <p>(2) 事例検討</p>

(3) 障害者就労推進部会

目 的	本市の障害者就労(一般就労、福祉的就労)についての検討及び戸田市企業情報交換会等の就労に関する情報共有
構 成 員	教育、就労支援、通所系事業所、商工会、行政、自立協委員等
附属機関	<p>●就労支援連絡会 一般就労に関する制度の動向、雇用促進の取り組み等の情報交換等を行う会</p> <p>●通所事業所連絡会 日中必要な援助等を受けながら活動をする場の充実、社会体験の場の拡大、支援や工賃向上の取り組みについて情報交換等を行う会</p>
活動状況	<p>12月16日(月)開催</p> <p>(1) 報告事項 ①就学支援連絡会 ②通所事業所連絡会 ③企業情報交換会</p> <p>(2) 就労継続支援B型から就労した事例について 事例に関わった支援事業所、雇用企業、当事者から、B型から一般就労への移行する際に必要となる支援方法等について説明を受けた。</p>

戸田市立心身障害者福祉センターについて

令和7年1月28日(火)
戸田市障害者施策推進協議会
資料3

戸田市では、令和6年4月から新たに「戸田市障がい者総合計画」がスタートし、「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」も施行されました。心身障害者福祉センターでは、共生社会づくりに向けて、障がいのある人もない人も、幅広く利用してもらえる施設機能を検討しております。そこで、施設の機能面やバリアフリートイレについて、皆様からご意見を頂きたくアンケートを行いますので、よろしくお願いいたします。

①心身障害者福祉センターの機能について

1. 心身障害者福祉センターは、貸室、講座、相談事業など様々な機能があります。今後、障がいのある人もない人も幅広く利用できる施設に向けて、どのような機能がある施設がよいと思いますか。ご意見をお聞かせください。

例)障がいのある子もいない子も一緒に遊べたり、気軽に立ち寄って休憩等できるようなスペースがあるとよい

障がいについて、いつでも相談できるような場所があるとよい

2. 障がいがある人もない人も参加できる事業を検討しています。どのような事業や実施方法があるとよいと思いますか。ご意見をお聞かせください。

例)オンラインで講座を受講できると参加しやすくなるのではないかと
他の公共施設で講座の出張開催があると新しい利用者が増えるのではないかと

3. その他ご意見がありましたらご記入ください。

(参考)心身障害者福祉センターで開催している主な事業

参加対象	事業内容
身体障がい者	【身体障害者サロン※1】 体操・ちぎり絵 【スポーツ・レク】 健康体操、フライングディスク、ボッチャ 【創作的活動】 ミニ盆栽、書道、編み物、組み紐、陶芸、己書※2 【社会適応訓練】 パソコン相談、料理(蕎麦打ち、パン作り)
知的障がい者	【知的障害者サロン】 ボッチャ体験、料理体験
精神障がい者	【精神障害者サロン】 料理、歌、創作活動など
知的・精神障がい者の両方が対象	【スポーツ・レク】 健康体操、体操教室、詩吟 【創作的活動】 陶芸、己書 【社会適応訓練】 生活支援※3、料理(入門)
障がい児	体操教室(小学生、中学生以上)、創作活動教室、音楽教室 おもちゃ図書館、レクリエーション(健康体操・料理教室)

※1創作活動などを通じて交流する事業

※2己書(おのれしょ)

※3生活能力を高めるための事業

裏面にバリアフリートイレについてのアンケートもありますので、よろしくお願いいたします

(裏面)

【参考】戸田市役所5階のトイレ

②バリアフリートイレについて

バリアフリートイレ(障がい者、高齢者及び乳幼児の利用に配慮されているトイレ)の設備の入れ替えを行うにあたり、皆様のご意見をお聞かせください。

1.バリアフリートイレの設備や機能などについてご意見をお聞かせください。

※設備のイメージについては右側の【参考】をご覧ください。

設置を予定している設備

- ・洋式トイレ
- ・手洗器、呼出ボタン
- ・跳ね上げ式手摺
- ・L字型固定手摺
- ・ベビーチェア

設置を検討している設備

- ・オストメイト
- ・ユニバーサルシート
- ・入口開閉スイッチ
- ・フィッティングボード
- ・呼出時点灯ランプ
- ・入口案内表示

2.その他ご意見がありましたらお聞かせください。

設置を予定している設備



トイレ全体



洋式トイレ



手洗器



手洗器、呼出ボタン



跳ね上げ式手摺



L字型固定手摺



ベビーチェア

設置を検討している設備



オストメイト



ユニバーサルシート



入口開閉スイッチ



フィッティングボード



呼出時点灯ランプ



入口案内表示

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。
(障害福祉課へ2月28日(金)までに提出をお願いいたします)

団体名:

回答者:

戸田市手話言語条例施策推進方針の事業について

令和7年1月28日(火)
戸田市障害者施策推進協議会
資料4

根拠条項	内容	方針番号	方針	令和6年度実施事業	
第5条 第1項	第1号 手話を学ぶ機会の確保	1	手話講習会の開催	・手話講習会（入門・初級）の開催	入門編・・・20名/30回 初級編・・・12名/33回
		2	研修会・出前講座・講演会の実施	・市役所職員・公共施設職員向け研修会の実施	参加人数・・・20人/8回
				・事業者向け研修会実施の検討	検討中
	・出前講座の実施			戸田市手話通訳者派遣事務所と協力し、出前講座を実施（4校245名）	
	・手話講演会の実施			戸田市手話言語条例制定5周年事業の検討	
	3	イベント等での手話コーナー設置の検討・実施	・イベント等での手話コーナー設置の検討・実施	障がい者アート展・講演会（12/7）の情報提供ブースで手話コーナーを設置	
	第2号 手話をういた情報発信及び手話を使いやすい環境づくり	4	手話通訳者の設置・配置	・市役所窓口での手話通訳者の設置	設置
				・市主催行事等への手話通訳者の配置	ふるさと祭りのイベント会場にて手話通訳者を最初から最後まで配置
		5	広報、チラシ、パンフレット等による手話の普及促進	・啓発用パンフレットの作成・配布	・職員研修にて配布 ・障害者アート展にて配架、講演会（12/7）で配布
				・広報誌への手話関連記事の連載	広報戸田市にて連載中
				・手話マーク等の普及・配布の検討	新たに作成したパンフレットで、手話マークを掲載・配布
				・手話言語の国際デーの周知	ブルーライトアップの実施（9月17日から9月30日）
		6	ホームページ、SNS等を活用した手話動画の掲載	・ホームページ、SNS等を活用した手話動画の掲載	・「手話について」という市HPを更新中 ・手話チャンネルを配信中（月1回）
		7	ICT活用による手話をしやすい環境づくりの検討	・遠隔手話サービス導入の検討	検討中
	8	関係団体との情報交換・先進事例の研究	・関係団体との情報交換・先進事例の研究	出前講座の内容について戸田市手話通訳者派遣事務所と検討を行い実施した。	
	第3号 手話等を用いた情報の取得及び共有機会の拡充	9	手話通訳者派遣事業の拡大・充実	・手話通訳者派遣事業の拡大・充実の検討	戸田市手話通訳者派遣事業業務委託における専任手話通訳者を1名増員
		10	医療機関等日常生活上における手話や聴覚障害者への理解促進	・医療機関等事業者への条例や施策の周知	実施済
				・手話通訳者の派遣	591人（465回） R6年12月時点
11	手話以外の意思疎通手段活用の検討	・筆談環境の整備	実施中		
		・要約筆記者派遣事業の周知・啓発	市HP及び市の広報誌において周知		
第4号 手話を取得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成	12	手話通訳者養成講座の開催	・手話通訳者養成講座（Ⅰ、Ⅱ・Ⅲ）の開催	Ⅰ・・・5名/36回 Ⅱ・Ⅲ・・・3名/40回	
	13	スキルアップのための手話研修会への参加機会の確保	・県などが主催する手話研修会の情報提供	戸田市手話通訳者派遣事務所に情報提供	
	14	手話通訳者派遣事務所の体制拡充	・頸肩腕検診受診機会の提供	頸肩腕検診の受診機会の提供	
・各予防接種機会の提供			インフルエンザの予防接種機会の提供		
・報酬額改定の検討			検討中		
第5号 学校教育における手話に触れる機会の提供	15	手話啓発教材の提供	・市内小中学校への手話啓発教材の提供	出前講座にて実施（4校245名）	
	16	手話や聴覚障害者への理解促進	・総合学習等の時間を用いた手話や聴覚障害者への理解促進	出前講座にて実施（4校245名）	
第6号 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援	17	防災に係る聴覚障害者に対する理解促進	・障害者も対象とした防災訓練の実施の検討	令和6年度戸田市住民版防災訓練を実施	
			・コミュニケーションボード等の作成・検討	作成済	
			・避難所運営マニュアルの充実	作成済	
			・防災出前講座による情報の提供	10回開催	
	18	災害情報提供体制の整備	・防災ラジオについて周知・啓発 ・手話動画配信による防災に関する情報提供	市HPにおいて周知 危機管理防災課と調整中	

- 1 事業名 令和6年度【市民大学講座・人権講演会】
「あなたならどうする？」
～障がいを理由とする差別のない共生社会を目指して～
- 2 対象 市内在住・在勤・通学・通園者及びその家族
- 3 日時 令和6年12月7日（土）13時00分～14時50分
- 4 講師 第1部：東京家政大学 人文学部 教育福祉学科 教授 田中 恵美子 氏
第2部：仮面女子 猪狩 ともか 氏
- 5 会場 戸田市文化会館304会議室
- 6 参加者 会場58名（申込数63名、欠席10名、当日参加5名）
- 7 講演会のふりかえり
より多くの市民の方々に参加いただくために、生涯学習課の人権講演会と連携して開催した。その結果、障がい者、支援者、健常者といった様々な立場の方に参加いただいた。戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の制定に携わった講師及び不慮の事故により当事者となってしまった講師による講演内容は、第1部の学術的な構成に続き、第2部は体験を踏まえた身近な内容の講演であり大変好評であった。
アンケート結果を見ると、満足度に関しては、平均85%と高評価であった（回答者：会場45名）。また、理解度に関しては、「とても深まった」が70%、「少し深まった」が26%あり、講座内容として適切なものであったことが窺える。
- 8 オンデマンド配信 令和6年12月23日から令和7年1月13日まで配信

《講演会の様子》

【写真1】市長あいさつ



【写真2】講義の様子（第1部）



【写真3】講義の様子（第1部）



【写真4】講義の様子（第2部）



【写真5】会場の様子



【写真6】会場の様子



- 1 事業名 令和6年度戸田市障がい者アート展
- 2 開催会場 ①戸田市役所2階ロビー（会計課前）
②戸田市立郷土博物館特別展示室及び3階ロビー
③戸田市文化会館301会議室
- 3 開催日時 ①令和6年12月1日（日）～令和6年12月9日（月）
各日午前9時～午後5時
②令和6年11月30日（土）～令和6年12月8日（日）
各日午前10時～午後4時30分
③令和6年12月7日（土）のみ
正午～午後4時
- 4 出展資格 ①市内在住・在学・在園又は市内事業所などを利用する障がい児・者等
②当市が通学区域である特別支援学校に在学する障がい児
- 5 出展者数 85名
- 6 来場者数 ①戸田市役所2階ロビー（会計課前）（参考値）2899人
②戸田市立郷土博物館特別展示室及び3階ロビー 311人
③戸田市文化会館301会議室 カウント実施なし
- 7 アンケート結果
回収数 107件（内訳：①42件、②64件、③1件）

(1) 今回のアート展はいかがでしたか。

とてもよかった 75件
よかった 24件
ふつう 8件
よくなかった 0件

(2) 来年度もアート展を見にいきたいと思いませんか。

はい 101件
いいえ 1件
無回答 5件

《アート展の様子》

【写真1】戸田市役所2階ロビー（会計課前）①



【写真2】戸田市役所2階ロビー（会計課前）②



【写真3】戸田市立郷土博物館
特別展示室及び3階ロビー①



【写真4】戸田市立郷土博物館
特別展示室及び3階ロビー②



【写真5】戸田市文化会館301会議室①



【写真6】戸田市文化会館301会議室②

